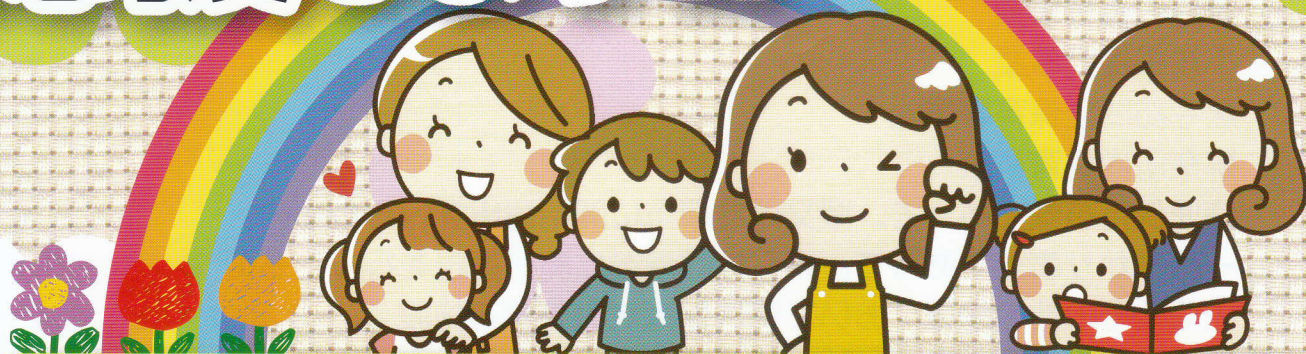


保育士さんの就職を 応援します!!



保育士就職支援資金のご案内

無利子でお貸しします!

ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します。

	就職準備金貸付	未就学児をもつ保育士に対する 保育料の一部貸付
対 象※1	保育士登録後1年以上経過した保育士であって、県内の <u>保育所等</u> に新たに勤務する方（保育所や幼稚園等に勤務経験がある場合は、離職後1年以上経過していること）	①未就学児をもつ保育士で、県内の <u>保育所等</u> に新たに勤務する方 ②県内の <u>保育所等</u> で雇用されている未就学児をもつ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰する方
貸付条件	<u>保育所等</u> での勤務（週30時間以上）	<u>保育所等</u> での勤務（週30時間以上）かつ未就学児の <u>保育所等</u> の利用
貸付限度額	40万円※2	保育料の半額 （月額2万7千円以内）
貸付期間	1回限り	1年間

※1 平成28年4月1日以降に要件を満たす方が対象になります。

※2 ただし、平成28年10月10日以前に就職した場合は、貸付限度額は20万円



県内の保育所等において、**保育士として2年間従事すると
全額返還免除**になります。

※対象や貸付条件、免除要件の「保育所等」については裏面をご覧ください。

岐阜県保育士就職支援資金とは、県内の保育士の離職防止や潜在保育士（保育士資格を有するが、保育士として勤務していない方）の就職支援を目的に資金を貸付け、保育人材確保及び定着を図るものです。

保育士就職支援資金貸付制度を利用できる施設(※保育所等)

- ア 保育所
- イ 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設
- ウ 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設
- エ 認定こども園
- オ 家庭的保育事業
- カ 小規模保育事業
- キ 居宅訪問型保育事業
- ク 事業所内保育事業
- ケ 病児保育事業であって、県又は岐阜市に開始届出を行ったもの
- コ 一時預かり事業であって、県又は岐阜市に開始届出を行ったもの
- サ 山間地その他の地域において特例保育を実施する施設
- シ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
- ス 企業主導型保育事業

県内の上記の施設で2年間継続して保育士業務に従事した場合、貸付金の全額が返還免除になります。

申請方法

岐阜県社会福祉協議会のホームページ等で申請書入手し、市町村保育担当窓口で貸付制度を利用可能な施設であるか事前確認を経てから当センターに申請してください。

募集期間

締切日までに申請があった場合は審査の後、送金月に届出口座に送金いたします。

	申請締切日	送金月(予定)
第1期	6月末	7月
第2期	9月末	10月
第3期	12月末	1月
第4期	2月末	3月

貸付要件に該当する場合は、当該年度の第4期までに申請してください。
(第4期までに申請が間に合わない場合は、翌年度の審査となります。)

申請・
問合せ先

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
福祉人材総合対策センター 保育士・保育所支援センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉・農業会館内

TEL.058-273-1111(内線2679) ホームページ <http://www.winc.or.jp/>

当センターでは、福祉人材無料職業紹介事業を行っています。求職登録された方には求人ダイジェストをお送りします。保育士オンライン登録も別に行っており、携帯・スマホからも簡単に登録できます。

http://www.winc.or.jp/hoikushi_job/index.html

